



平成 22 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 旭 テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 入 交 昭 一 郎
(コード番号 : 5606 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 小 谷 野 義 雄
(TEL 0537-36-3103)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会書面決議において、定款を一部変更することの承認を求める議案を、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定款の変更は銀行とのローン契約にもとづき多数借入先から承認が得られることを前提としております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 公告方法の変更

当社は電子公告を公告の方法としておりますが、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合に備えて、日本経済新聞への掲載を予備的な公告方法としております。日刊紙への掲載は予備的な公告方法であることから、費用と効果とのバランスを勘案して、掲載紙を日刊工業新聞に変更するものです。

(2) C 種優先株式に関する取得価額の切下げおよび一斉取得条項の追加

当社は、C 種優先株式の唯一の株主であるマスコーポレーション（以下、「マスコ」といいます。）との間で、当社が C 種優先株式の取得請求権の取得価額を現在の 473 円から 180 円へ切り下げることを条件として、マスコが C 種優先株式の全てを当社普通株式に転換する（取得請求権を行使する）旨の合意に至りました。この合意を実行するため、定款を変更し C 種優先株式の取得請求権の取得価額を変更するものです。また、仮にマスコが当該合意に基づく取得請求権の行使を行わなかった場合でも、同価額での C 種優先株式の普通株式への転換を実現するため、普通株式を対価とする当社による C 種優先株式の一斉取得条項を設けるものです。

なお、当社は、以下の理由から、マスコにより C 種優先株式の取得請求権が行使され普通株式に転換されることは、当社及び当社の他の株主にとって総合的にみて利益があると判断し、マスコと当該合意を行うこととしました。

- ・ C 種優先株式が消滅することにより、当社の財務状況が改善すること。
- ・ 普通株式 1 株当たり純資産額が増加するとともに、C 種優先株式以外の種類の株式への配当再開のために有益であること。

- ・ 180 円で取得請求権が行使された場合、従前の取得価額である 473 円で転換された場合と比して、普通株式の稀釈化の増加率は約 7%であることを踏まえても、上記メリットの方が大きく、既存の普通株主の利益に資すること。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、定款変更の効力発生日は平成 22 年 6 月 25 日です。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 5 条 (公告の方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>日本経済新聞</u> に掲載して行う。	第 5 条 (公告の方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>日刊工業新聞</u> に掲載して行う。
第 2 章の 4 C 種優先株式	第 2 章の 4 C 種優先株式
第 10 条の 21 (取得条項) (1) 金銭を対価とする一斉取得条項 (記載省略)	第 10 条の 21 (取得条項) (現行のとおり)
(2) 金銭を対価とする随時取得条項 (記載省略)	(現行のとおり)
(3) 取得する C 種優先株式の選択 (記載省略)	(現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(4) 普通株式を対価とする一斉取得条項</u> <u>前 3 項にかかわらず、平成 23 年 2 月 28 日(以下「普通株式対価一斉取得日」という。)</u>に現存する C 種優先株式は、同日に一斉に取得され、これと引換えに、(a) (i) C 種残余財産分配額に(ii)普通株式対価一斉取得日における C 種優先株式の累積未払配当金（追加配当金を含む。）を加えた金額を、(b)普通株式対価一斉取得日における取得価額（次条第 3 項に定義する。）で除して得られる数の普通株式が交付される。上記の普通株式数の算出に当たって、同一の C 種優先株主に交付される株式数に 1 株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨てる。</p>
<p>第 10 条の 22（取得請求権）</p> <p>(1)（記載省略）</p> <p>(2)（記載省略）</p> <p>(3) 本章において、「取得価額」とは、別段の定めがある場合を除き、株式を対価とする取得請求権における取得価額をいい、<u>初回の C 種優先株式の発行に係る払込の日（以下「当初払込日」という。）の直前の 10 連続取引日における東京証券取引所の普通株式の終値の平均値の 150%（1 円未満は切捨て）</u>とする。ただし、次条に定める調整に従う。</p> <p>(4)（記載省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 10 条の 22（取得請求権）</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>(3) 本章において、「取得価額」とは、別段の定めがある場合を除き、株式を対価とする取得請求権における取得価額をいい、<u>180 円</u>とする。ただし、次条に定める調整に従う。</p> <p>(4)（現行のとおり）</p> <p><u>(5) 第 1 項の取得請求権は平成 23 年 2 月 28 日より前に限り行使することができる。</u></p>

以上